

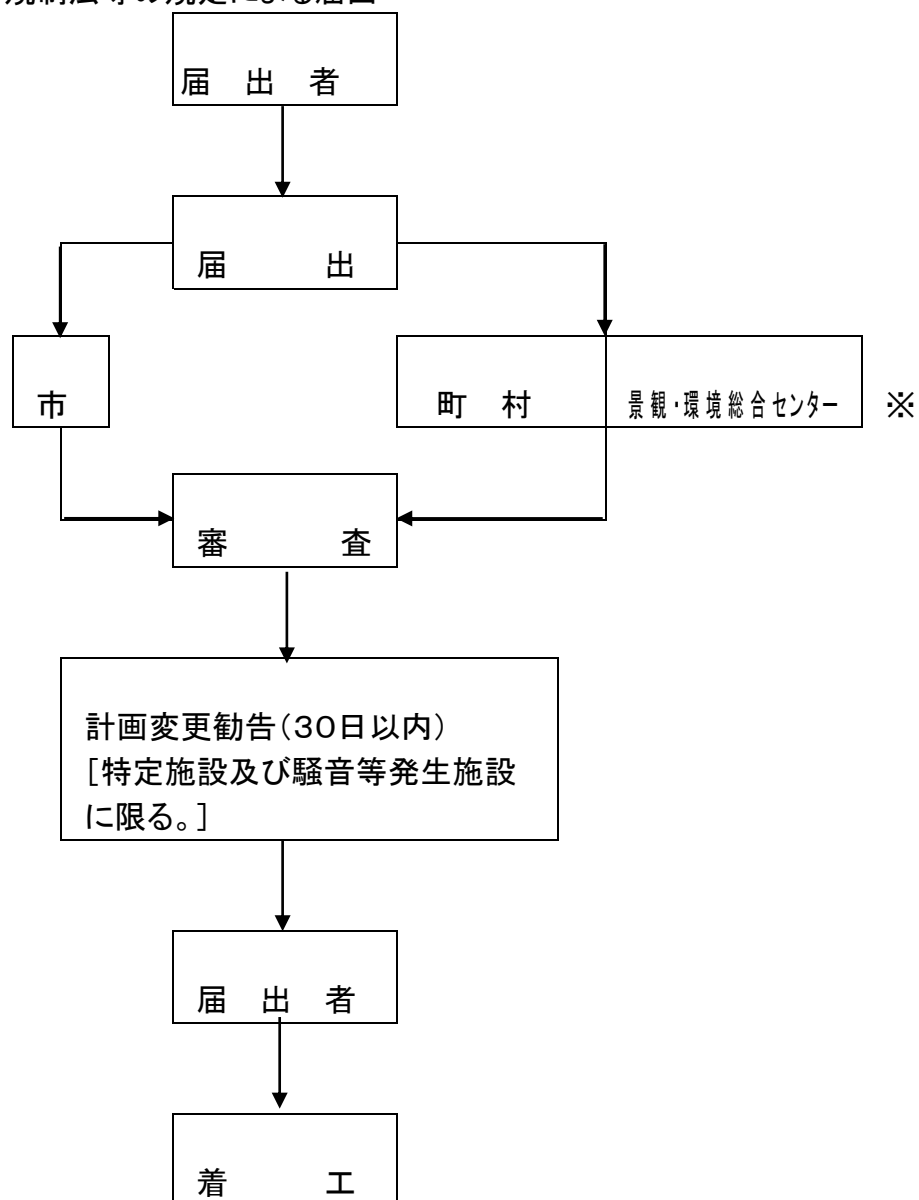
4 騒音規制法等の規定による届出

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	騒音規制法(第6条等) 奈良県生活環境保全条例(第43条等)	担当課 担当係	水・大気環境課 生活環境係 0742-27-8734
制度の概要	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う。		
目 的	国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1 県または市が定める指定地域内において、騒音規制法2条1項に規定する特定施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する30日前までに市町村に届出が必要 2 県または市が定める指定地域内において、同法2条3項に規定する特定建設作業を実施する場合、その作業を実施する7日前までに市町村に届出が必要 3 町村の指定地域外において、奈良県生活環境保全条例2条1項10号に規定する騒音等発生施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する30日前までに景観・環境総合センターに届出が必要 4 町村の指定地域外において、同条例2条1項11号に規定する特定建設作業を実施する場合、その作業を実施する7日前までに景観・環境総合センターに届出が必要 5 適用除外 騒音規制法21条1項に規定する施設等		
許 可 等 の 基 準	1 騒音規制法4条1項(昭和46年12月奈良県告示第468号「特定工場等において発生する騒音の規制基準」)に定める特定工場等において発生する騒音の規制基準による。 2 騒音規制法15条1項(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」)に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準による。 3 奈良県生活環境保全条例41条及び50条(奈良県生活環境保全条例施行規則21条及び24条)に定める騒音等規制基準による。		

手続のフロー図

騒音規制法等の規定による届出



※ 市内の特定施設及び特定建設作業については、市に届出。

※ 町村での指定地域内の特定施設及び特定建設作業については、町村に、町村での指定地域外の騒音等発生施設及び特定建設作業については景観・環境総合センターに届出。

なお、町村での指定地域とは、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村の全域(但し、都市計画区域内の工業専用地域を除く。)